

論 説

取調べの録音・録画記録媒体の 実質証拠利用について

多 田 辰 也

- 1 はじめに
- 2 特別部会及び国会における議論
- 3 学説の整理及び若干の考察
- 4 おわりに

1 はじめに

平成28年5月24日に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって、被疑者取調べの録音・録画制度が導入された。法制審議会に対する法務大臣の諮問第92号からも明らかなように、録音・録画制度の導入は、今回の刑訴法改正の1つの目玉商品であった。

しかし、録音・録画の対象事件は、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件に限られている。また、対象となる取調べ等は、逮捕・勾留中の被疑者の対象事件についての取調べ（刑訴法198条1項）と弁解録取（刑訴法203条1項、204条1項及び205条1項）のみである。したがって、対象事件であっても、在宅被疑者の取調べは、録音・録画の対象外である。また、対象事件で逮捕・勾留中であっても、被疑者としてではなく参考人としての取調べ（刑訴法223条1項）が行われる場合には、録音・録画の対象外となる。さらに、対象事件について、逮捕・勾留中の被疑者の取調べ等を行う場合には、その開始から終了までの全過程の録音・録画が捜査機関に義務付けられるとはいえ、そこには一定の例外事由も認められている。そのため、全事件・全過程

の録音・録画を主張する立場からは、その不十分さが指摘されていた¹⁾。

しかも、今回の法改正では、取調べそのものが規制されることもなかった。逮捕・勾留中の被疑者には、実務上、取調べ受忍義務が課される²⁾し、法律上の厳格な取調べ時刻や取調べ時間等の制約も設けられなかった³⁾のである。さらに、刑訴法301条の2第1項は、供述録取書等の存在を当然の前提としている。つまり、今回の法改正は、「取調べと調書に依存する従前の刑事司法の基本枠組を前提とするもの⁴⁾」であり、それを変革するものではなかったのである。ちなみに、刑訴法301条の2第1項は、供述録取書等の任意性立証のために記録媒体を利用することを認めているが、記録媒体を実質証拠として利用することの可否、要件等については、何らの明文規定も置かれなかった。記録媒体の実質証拠利用が認められれば、「従前の刑事司法の基本枠組」がより強固なものとなってしまいうなど、今後の刑事手続のあり方にも大きな影響を及ぼすだけに、その可否、要件等をめぐる議論の重要性が意識されるようになったのである。

そのような状況下で出されたのが、今市事件判決である⁵⁾。同判決を機に、取調べ（の一部）を録音・録画した記録媒体の実質証拠利用の可否、要件等の問題が、あらためてクローズアップされることになったといえよう。

本稿は、被疑者取調べの録音・録画記録媒体を実質証拠として利用しようとするれば、公判中心主義や証拠法則との関係でどのような問題が起こるのか、そして、それについてどのように考えるべきかについて、少しく検討しようとするものである。

2 特別部会及び国会における議論

(1) 特別部会における議論

録音・録画記録媒体の実質証拠利用の問題は、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会〔以下、特別部会〕第9回会議において登場する。捜査機関の作成する供述録取書の正確性が問題となった際に、但木敬一委員が、調書

に争いがある場合には、「録音・録画の内容そのものを証拠に出せるようにすれば、「供述のニュアンスの判断に困ることもな」くなるから、「むしろ録音・録画した記録物を直接的に実質証拠として使えるような仕組みというのも考えたっていいのではないか」と問題提起している⁶⁾。もっとも、第9回会議においては、この点について、これ以上触れられることはなかった。

つぎにこの問題が取り上げられたのは、特別部会第10回会議の「論点2—1—(4) 法的効果等」に関する議論の中においてである。議論のきっかけは、小坂井久幹事が、供述録取書の正確性には疑問があるとして、調書の正確性を確認するためにも、取調べ全過程の録音・録画が必要であると発言したことに⁷⁾ある。これに対し、井上正仁委員は、供述録取書の記載の正確性を記録媒体で確認したうえで、調書を証拠採用するよりも、「正確に録取されていることが確認されるならば、録音・録画自体をそのまま実質証拠として用いるということでも良いように思われる」と述べて、記録媒体の実質証拠利用の可能性を説いた⁸⁾。第9回会議における但木委員と同じ発想である。

ちなみに、取調べの可視化の積極的推進論者である小坂井幹事は、将来的には、あるいは最終的には、録音・録画記録媒体が実質証拠になるのは必然的であると⁹⁾か、「供述調書の廃絶を考えるべき」で、「録音・録画記録媒体、可視化媒体が最終的には取って代わるであろうという道筋を立てるのが筋¹⁰⁾」だと述べていることから明らかなように、実質証拠利用については積極的な立場をとる¹¹⁾。ただ、いきなり全面的な利用を認めるのではなく、段階論を踏むべきだというのである。現段階での実質証拠利用に否定的なのは、次の2つの理由による¹²⁾。第1は、捜査機関が今直ちに「作文調書」を「捨てる」情勢にない以上、「少なくとも導入時は、調書を実質証拠とし…、録音・録画記録媒体は調書の正確性ないし任意性・信用性をチェックするもの…という位置付けにすること自体は、制度構想としておかしくないし、何も屋上屋を架す立証手段を捜査機関の方に与える必要もない」というものである。そして第2は、いわゆるカメラ・パースペクティブ・バイアスの観点から、現

在のやり方が「本当にバイアスの掛からない映し方なのかどうかを検討する必要が絶対にある」のに、その検証がなされていないうちに実質証拠として利用されることに対する「危惧の念」である。

まず、カメラ・パースペクティブ・バイアスについては、海外では実証研究が盛んで、その研究成果はわが国でも詳しく紹介されている¹³⁾。ただ、バイアスの問題が残るというのであれば、井上委員のいうように、記録媒体は、実質証拠としてだけでなく、「任意性とか信用性に関する証拠としても問題がある¹⁴⁾」ことになる。また、録音・録画制度導入時は記録媒体の証拠利用を制限すべきとの発言に対し、井上委員は、「現行法でも証拠能力があるもの」であり、「最高裁の判例も高裁の判例もそのことを当然の前提にしている」、「御提案は、したがって、証拠能力を制限する規定をわざわざ置けということになる（が）、そうするためには、それを正当化し得るだけの根拠が必要だ…が、それは何なのか」、「現行法で可能なことを禁止ないし制限するには、特別の正当な理由が示される必要があり、それがない限り、そういう規定は設けるべきではないし、設けることはできないと思う¹⁵⁾」と反論している。

ところで、小野正典委員は、「究極的に、録音・録画の媒体が実質証拠になり得る」ことは認めたいうえで、公判中心主義の観点から、公判廷での被告人供述を証拠とすべきで、本来例外的な証拠であるはずの、弁護人の立会いのないところで作成された供述録取書が裁判の基本とされることが問題だとして、そこから、「一概に、そこで生の声で語られたから、直ちにそれが実質証拠なんだと…考えていいのかということは、とても議論がある」と指摘している¹⁶⁾。これに対し、井上委員は、供述録取書に「比べて正確だと…皆さんが認められる録音・録画には、語られていることだけではなく、供述するときの表情や態度、声のトーン等々も記録されていてわかるわけで、公判廷で供述するのを見聞きしているのにかなり近くなる。それなのに、それを実質証拠にしていけないという理由ないし根拠はどこにあるのか」、「大本の供述調書あるいは公判外の供述を全く使わないということをも前提にするのなら

ば、その供述の録音・録画についても実質証拠として使う余地はないというのが筋」だが、「調書は実質証拠として使えることを認めながら、それよりは正確だと言っておられる録音・録画は使えないというのは理屈にならない」と主張する¹⁷⁾。録取の正確性だけでなく、供述態度等の観察可能性という理由も加わることになる。

さらに、井上委員は、「公判外の供述を記録したものを実質証拠として使うことを認める場合に、それが調書なのか、録音・録画なのかという問題は公判中心主義とは別の話であるとしたうえで、「調書に任意性・信用性があれば、それを使うことが可能であることを前提にして、その場合に、録音・録画自体を同様に使うこともできるというだけのことであり、その場合、どちらを使うのかは、第一次的には、証拠請求する者の判断だと思いますが、最終的には、裁判所の判断になる。つまり、特に裁判員裁判などにおいて、再生に何時間も掛かるものを全部再生して、証拠調べをするのが良いのか、それとも調書の朗読によるのが良いのか、分かりやすく集中的な審理とするためにどちらが良いのかという選択になる。もちろんそこで、弁護人も意見を言うことができる。言い換えれば、録音・録画媒体は、立証のための選択肢の一つであり、それ以上のものではない」と説明するのである¹⁸⁾。

大野宗委員も、検察の立場から、「記録媒体は、被疑者の供述内容についての正確で客観的な記録であるだけでなく、「被疑者の表情や供述態度等も記録されている点で、立証上価値の高い証拠になり得るものだと考え」るとしたうえで、現行法上も、記録媒体を実質証拠として用いることが「制限されるものではないと理解して」いるし、「このような価値の高い証拠の利用の在り方をあえて限定する合理的な理由はない」、「実際に、…録音・録画記録媒体以外の形では捜査段階の供述が証拠化されない場合が現実にあ」るのであり、「これを実質証拠として用いることは必要かつ有効だと考える」との見解を示した¹⁹⁾。

こうして、記録媒体の実質証拠利用について、その許容性、必要性及び有

用性が指摘されたわけである。もっとも、井上委員、大野委員の発言をみる限り、記録媒体を供述録取書にとって代わるものとしてではなく、それを補完するものとして捉えていたといえよう²⁰⁾。

このような中、裁判官である小川正持委員は、「捜査官や検察官が供述録取書をお作りにならないなんてことはないでしょうし、それは長時間の調べを訴訟の維持に必要な範囲で簡潔にまとめられてお作りになるでしょう」から、「理屈はともかくとして、こういう取調べ過程の録音・録画のDVDといった記録を法廷で実質証拠として利用するという運用というのが、裁判の実務を担当してい…て、私にはどうもすっきりこない…。一体どういう訴訟の場面でそういうものが実質証拠として必要になってくるのか、あるいはそれを実質証拠として使うことが適当という具体的な場合が、私にはなかなかイメージしにくい」²¹⁾との意見を述べた。これは、記録媒体を実質証拠として利用することは許されることを前提に、運用の問題として、証拠調べに時間のかかる記録媒体を実質証拠として用いなくても、供述録取書の取調べで足りるのではないか、換言すれば、裁判員裁判において記録媒体を利用することは望ましくないという趣旨の発言と受け取るべきであろう²²⁾。これに対し、井上委員は、「小川委員の頭の中では、供述の過程が録音・録画されて、それが弁護人に開示されていれば、公判で争われることは減っていき、録音・録画が再生される場合もなくなっていくということをお考えなのかもしれませんが、そうなればそうなったでいいわけです」、「しかし、両当事者の意見が分かれ、公判で判断してもらおうということになった場合には、公判廷で録音・録画を再生せざるを得ないでしょう。その場合に、その再生された内容の使い方を限定するというのは、非常に不自然だし、法律家でない国民にとって無理なことを強いることになってしまうので、そういうことにならないようにするというだけのことを申し上げている」²³⁾と応じている。

その後、2人の委員から関連発言はあったものの、ここで「法的効果等」についての議論が終了している。もっとも、「取調べへの弁護人の立会い、

取調べについての制限の可否」という論点との関連で、宮崎委員から、裁判員に予断偏見を与えないような措置を採り、発言についても常に弁護人がアドバイスしうる状況にある公判廷と、その両者ともに欠ける取調べ段階とは異なるから、取調べの録音・録画記録媒体をそのまま法廷に出す場合には、「やはり少なくとも弁護人の立会いが必要不可欠ではないか。このような制度と併せて実質証拠の問題は検討しなければなら」ず、そのためにも取調べ時間の制限の問題を考える必要がある旨の主張がなされた。²⁴⁾ 弁護権の保障等の問題と一体的に考えようとの立場は、学説においては有力である。しかし、特別部会においては、取調べへの弁護人立会いは、現在の取調べの機能、意味合いを根本的に変えてしまうおそれがあるなどとする強硬な反対論²⁵⁾があったためか、記録媒体の実質証拠利用と弁護権保障とを関連づけた議論が深く掘り下げられることはなかった。

こうして、記録媒体の実質証拠利用については、供述録取書の記載の正確性という問題をきっかけに議論が展開されたが、明確な結論は得られていない。幹事を務めた川出敏裕によれば、「特別部会の早い段階で議論がなされましたが、…現に裁判で実質証拠として利用された例がありますし、理屈の上でも、実質証拠として使えないというようなことはいえないという意見が大勢を占めて、議論は終息した」ということらしい。²⁶⁾ 小坂井幹事ですら、結局は実質証拠利用を認めているのであり、段階的な利用制限論にとどまっていた。公判中心主義との関係を意識した議論はみられるが、記録媒体の実質証拠利用に関して、全面的な否定論は展開されていないのである。²⁷⁾ 取調べへの弁護人立会い制度との関係についても、論点の呈示というレベルにとどまっていた。さらに、記録媒体を実質証拠として利用する場合の任意性立証のあり方等については、議論されていない。記録媒体の実質証拠利用を認めるか否かは、今後の刑事手続のあり方にも大きな影響を与えるものだけに、もう少し慎重な議論が望まれたところではある。

(2) 衆参法務委員会における議論

第189回国会衆議院法務委員会においては、録音・録画対象事件の範囲や例外事由等の問題に関する質疑が中心であり、記録媒体の実質証拠利用については、以下のやりとりがみられる程度である。すなわち、記録媒体を罪体立証に利用することは許されるのか、想定しているのか、という藤原崇委員からの質問に対し、政府参考人として答弁に立った林眞琴法務省刑事局長は、次のように述べている。「取調べの録音、録画というものは、取調べにおける供述人の供述及びその状況がそのままに記録されたものであり、供述人の署名押印というものは（ない）が、撮影、保存等の記録の過程が機械的な操作によってなされることで、記録内容の正確性も担保されており」、「そのために、現行法上、取調べの録音、録画記録につ（い）ては、供述の任意性の証拠としてだけでなく、犯罪事実あるいは情状を立証するための証拠、いわゆる実質証拠として用いることも当然できると考えられます。現実の実務においても、取調べの録音、録画記録は事案に応じて実質証拠として用いられている」し、「本法律案で、301条の2については、任意性が争われた場合に当該取調べの録音、録画記録の証拠調べ請求を義務づけ（ている）が、これはあくまでも、検察官が当該供述調書の任意性を立証し、当該供述調書を実質証拠として用いようとする場合についての規定で（あり）、録音、録画記録自体を実質証拠として用いようとする場合について何ら制約する趣旨ではない²⁸⁾」と。

つまりは、刑訴法301条の2第1項は、記録媒体の実質証拠利用を禁止しているわけではないので、現行法の解釈として、その利用は当然できるというわけである。伝聞性については、記録内容の正確性は機械的に担保されているということでクリアーさせる（署名押印は不要とする）ので、規制原理は自白の任意性ということになる。しかし、任意性の立証方法等については、特に言及されているわけでない。

ちなみに、小池振一郎参考人（弁護士）は、記録媒体を実質証拠として利

用できるか否かは1つの問題であるが、現実には使われており、録音・録画のないところでかなり強引な取調べを行い、自白に転じたところで録音・録画し、その記録媒体を法廷で再生した場合、裁判員や裁判官への映像インパクトは非常に大きく、「取調べ段階が弁護人抜きの一審みたい」になってしまう、それではいけないので、取調べの可視化は、弁護人立会いや取調べ時間の規制というものとセットで実現しなければならない旨の意見を述べている²⁹⁾。これは、特別部会における宮崎委員の主張と同趣旨であるが、やはりそれ以上取り上げられることはなかった。

これに対し、今市事件判決直後に始まった第190回国会参議院法務委員会では、記録媒体（主に、一部録音・録画記録媒体）の実質証拠利用の問題が、かなり重点的に論じられた³⁰⁾。その関係で、記録媒体の実質証拠利用を積極的に推し進めようとするかのような内容となっている、平成27年2月12日最高検依命通知³¹⁾にも批判の矛先が向けられた。

最高検依命通知は何のために出され、その法的性格はどのようなものか、さらに公判廷での被告人の供述内容と被疑者段階での録音・録画内容が食い違っている場合、検察としては録音・録画記録媒体を前面に打ち出していくつもりなのか、との三宅伸吾委員の質問に対し、林政府参考人は、おおよそ次のように答えている。すなわち、検察としても、供述調書よりも、「最近の実務で定着している被告人質問を先に行うということの方針を改めてここでまず通知で確認して」いる。しかし、被告人質問を行った結果、その供述内容に反する供述が捜査段階でなされていたという場合、従来であれば供述調書によって立証するしかなかったが、録音・録画の試行等によって記録媒体が数多く存在することになったから、供述調書の利用を第一に考え、記録媒体はそれを補強する二次的証拠として利用するだけでなく、録音・録画の記録媒体そのものを実質証拠として立証活動も試みてみようということを指示した文書である。特に近年は、供述調書が必ず作成できるとは限らなくなっているし、供述調書への署名が得られない場合もあるため、捜査段階の供述

がどのようなものであるかについて記録媒体を用いるということも試みていこうというものである、³²⁾と。さらに、林政府参考人は、本件依命通知は、部分的な録画を行いそれを実質証拠として請求しようという趣旨ではなく、検察としては全過程の録画に取り組んでおり、その中で記録媒体が出てきたのであり、それを供述調書が作成されない事件等において実質証拠として用いることについても試みていこうというものだとも述べている³³⁾。林政府参考人の答弁をみる限り、記録媒体の実質証拠利用には一定の限定がかかるという趣旨にもとれなくはないが、依命通知がそれだけにとどまるかについては疑問も残る。

ところで、小池振一郎参考人は、記録媒体を実質証拠として利用することを認めることに対して、それは「公判中心主義の破壊に道を開くものであり、捜査段階の取調べに依存する方向への逆戻りになる」と批判していた³⁴⁾。これに対し、林政府参考人は、「検察官がなお録音、録画記録による立証の必要性があると判断しても、証拠として請求した場合には弁護人がそれに対する証拠意見を述べるし、それを踏まえて、裁判所がその記録媒体による立証の必要性、相当性というものを考慮して、その採否を判断する。その上で、実際に記録媒体が実質証拠として取り調べられることになっても、その中味の信用性判断において、公判廷における証人尋問や客観的な証拠の取調べの結果、あるいは被告人質問において直接被告人が取調べ状況や事件の当時の状況などについて供述している内容、結果、これらを総合的に判断する中でその録音、録画記録媒体の証拠としての信用性の判断が評価される」のであり、公判中心主義に反するものではないと反論する³⁵⁾。

さらに、依命通知は検察に有利な部分のみを実質証拠として活用しようとしているのではないかとの仁比聡平委員の質問に対し、林政府参考人は、依命通知はそのような趣旨ではないとしたうえで、「例えば部分的な録画部分、これを実質証拠として請求したと…しても、それが部分的で…あるならば、それを採用されるに当たり、なぜそれが部分的であるのかというようなこと

も当然吟味されるで…しょうし、また、実際に裁判所で実質証拠を採用したと…しても、その信用性の判断においては、やはりその場合に検察官側がその有利な部分だけをつまみ食いしているような形で証拠請求を仮にしたと…しても、それで信用性が認められるとは限りません」³⁶⁾と応じている。

参議院法務委員会においては、衆議院法務委員会に比べ、記録媒体の実質証拠利用の問題について、なかり突っ込んだ議論が行われたことは事実である。法案賛成の委員からも、取調べの録音・録画に関する今回の法改正は不十分であり、新たな冤罪を生み出す危険性があると指摘されるなど、今市事件判決の与えた影響の大きさが際立つ国会審議ではあった。しかし、そのためもあってか、一部録音・録画をめぐる問題が議論の中心となってしまったことは否定できない。実質証拠利用の可否ということに限れば、立証上のわかりやすさという問題は残されるものの記録媒体を実質証拠として利用することは法的に許されるとの前提³⁷⁾で、委員会での議論が進められていたといったほうが正確かもしれない。

第190回国会衆議院法務委員会においては、記録媒体の実質証拠利用の問題は取り上げられていない。

取調べの録音・録画制度を導入した今回の刑訴法改正に対しては、その評価がわかれるところではある。³⁸⁾記録媒体の実質証拠利用の可否等について、明文規定が設けられなかった以上、その判断は、今後も裁判所に委ねられることになる。では、学説は、この問題をどのように捉えているのであろうか。

3 学説の整理及び若干の考察

(1) 適用法条

刑訴法上、記録媒体という言葉自体は、平成12年の改正においてビデオリンク方式による証人尋問制度が導入された際に、既に用いられている(157条の4。現157条の6)。同条2項が「証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体(映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ)

に記録することができる」と規定するとともに、³⁹⁾ 3項は、「…記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする」と規定していた。記録媒体は「調書の一部」としての扱いではあったが、刑訴法305条4項（現5項）で証拠調べの方式について、同法321条の2第1項で証拠能力について、特別の規定が置かれた。すなわち、証拠調べの方式は「再生」であり、証拠能力については、伝聞例外としつつも、「その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない」として、証人尋問の機会を与えることが条件とされたのである。⁴⁰⁾

さらに、平成16年の改正により公判前整理手続が新設された際にも、316条の14第1項第2号で記録媒体という言葉が使われている。同号は、検察官請求証拠の開示対象の1つとして、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述録取書等を挙げ、供述録取書等について、「供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録できる記録媒体であって供述を記録したものをいう」と定義していた。⁴¹⁾ そのため、刑訴法316条の15第1項第7号の「被告人の供述録取書等」に、取調べにおける被疑者の供述を録音又は録画したテープなどの記録媒体が含まれることになる。⁴²⁾ もっとも、証拠開示の対象となる記録媒体については、その証拠能力や証拠調べの方式について、特段の規定は設けられなかった。特に、証拠能力に関しては、平成16年の改正時に、刑訴法321条や322条などの手直しがいっさい行われなかったことが問題となる。

記録媒体の証拠能力を認める規定が置かれなかったことを、証拠能力を認めない趣旨に解することも不可能ではないかもしれない。しかし、被告人の自白を録音した供述録音テープについては、刑訴法322条1項を準用して証拠能力を認めた裁判例が存在する。⁴³⁾ さらに、判例は、犯行再現写真のような記録媒体についても、「実質においては、再現されたとおりの犯罪事実の存在が要証事実になるものと解される」場合には、伝聞法則の適用がある、つまりは、刑訴法322条1項所定の要件を満たす必要があるというべきである」

が、記録の過程が機械的操作によって行われ、その正確性が担保されることを理由に、署名押印を不要としていた⁴⁴⁾。つまり、刑訴法316条の15第1項第7号の「被告人の供述録取書等」に含まれる記録媒体も、刑訴法322条1項の要件を充たす限り、証拠能力が肯定されることになる。

刑訴法301条の2の記録媒体についても、同じことがいえよう。供述録取書と「機能的に同価値と認められる取調べの録音・録画内容は、『被告人の供述』として、法322条1項に基づき犯罪事実を認定する実質証拠としても証拠能力が肯定されることにな⁴⁵⁾るともいわれている。もちろん、刑訴法301条の2第1項は、記録媒体の実質証拠利用を制限するものではないとの解釈が前提となる⁴⁶⁾。記録内容の正確性は機械的に担保されるから、被疑者の署名押印は不要と解されることになる⁴⁷⁾。信用性の吟味という観点から、被告人質問が行われることを前提に、記録媒体の実質証拠利用を認める見解もある⁴⁸⁾が、いずれにせよ、記録媒体の証拠調べへの同意が得られない場合には、刑訴法322条1項が適用ないしは準用されることになる。この点は、実質証拠利用への懸念を表明する立場であっても同じである。記録媒体の実質証拠利用について肯定説と否定説（ないしは慎重な立場）の結論を分けるのは、公判中心主義との関係についてどう考えるのか、署名押印の意味をどう捉えるのか、そして任意性立証をめぐる問題をどうみるのか、などの点にある。

記録媒体の実質証拠利用を制限するのに最も明快なのは、立法によることである⁴⁹⁾。しかし、今回、それは実現しなかつた⁵⁰⁾。法改正を行う場合には、その必要性と正当性を根拠づける立法事実が必要となる。今市事件を立法事実についての事情変更と捉える見解もある⁵¹⁾が、近い将来法改正が実現する見込みは薄⁵²⁾い。

(2) 公判中心主義との関係

従来、学説は、録音・録画を含む取調べの可視化の問題を、取調べ受忍義務の否定、取調べへの弁護人立会い、取調べ時刻及び時間の制限、自白法則

による事後的規制の強化、さらには調書裁判批判や公判中心主義の実現等と一体的に、いわば刑事手続の構造全体の中で論じてきた。そのため、単純に取調べの可視化のみを実現するだけでは、「供述調書依存の刑事司法からの脱出の契機をかえって失うことになりはしないかという一抹の不安を覚える⁵³⁾」とか、可視化だけが先行し、記録媒体（テープ録音）の利用が広範に認められることになれば、「“捜査は第一審”というわが法の特徴が一層きわ立つことになり、その抱える問題性が増幅するおそれもある⁵⁴⁾」との危惧は、ある意味当然のものであったといえよう⁵⁵⁾。

しかし、他方で、このような見解に対しては、「あえて言えば、実務家がこの問題について抱えている苦渋について、必ずしも十分な理解を届かせてはおられないのではないかという想いがする⁵⁶⁾」との批判が向けられていた。「可視化中立性論」、「可視化先行論」を強調する論者からの指摘である。さらに、「公判審理の充実化は、捜査段階で収集された証拠の排斥によって実現されるべきものではなく、真正な証拠を公判廷に顕出し、それらに対する適切かつ十分な防御活動の機会が被告人に保障されることで実現されるべきものである。そのような観点からは、『要約版』としての供述調書ではなく、録取者の伝聞過程を経ない『オリジナル版』としての記録媒体を公判廷に顕出し、被告人の防御と裁判所の評価に委ねること」のほうが、取調べ及び供述調書に対する過度の依存の是正を図った制度改革の方向性と整合的であるともいわれる⁵⁷⁾。しかし、録音・録画の目的は「真正な証拠」を確保するというよりは、取調べの適正の確保にこそある。公判廷における「適切かつ十分な防御活動の機会」の保障が何を意味するのかが必ずしも明らかではないが、おそらく、公判廷における両当事者の攻防を総合的に判断するなかで、記録媒体の信用性が評価されるから、公判中心主義に反するものではないということであろう。しかし、捜査が強力で、検察官の判断がある意味司法的判断としての性格をもつならば、公判廷においてのみ攻防が行われたとしても、やはり公判中心主義とはいえないのである。「オリジナル版」としての記録

媒体の実質証拠利用が、検察官に強力な武器を与えることは否定できないであろう。⁵⁸⁾つまり、記録媒体の実質証拠利用を認めることは、被疑者取調べの場面が、これまで以上に「訴訟の帰趨を決定する重要な局面」となるのである。⁵⁹⁾このような手続のあり方は、公判中心主義の理念に反するといえよう。

ちなみに、供述録取書の任意性立証という「改正法で定められた録音録画記録媒体の利用方法を超えて、供述内容とともに供述態度を見て信用性の判断ができる」というような理由から、取調べ状況の録音録画記録媒体を実質証拠として一般的に用いた場合には、…我が国の被疑者の取調べ制度やその運用の実情を前提とする限り、公判審理手続が、捜査機関の管理下において行われた長時間にわたる被疑者の取調べを、記録媒体の再生により視聴し、その適否を審査する手続と化すという懸念があり、そのような、直接主義の原則から大きく逸脱し、捜査から独立した手続とはいえない審理の仕組みを、適正な公判審理手続ということには疑問がある」と判示した東京高裁判決⁶⁰⁾を捉えて、「要するに、『平成刑訴』は実質証拠利用について否定的であるとの理解を明言している」との見解もみられる。⁶¹⁾ただ、同判決は、続けて、「被疑者の取調べ状況に関する録音録画記録媒体を実質証拠として用いることの許容性や仮にこれを許容するとした場合の条件等については、適正な公判審理手続の在り方を見据えながら、慎重に検討する必要があるものと考えられる」と判示している。つまり、同判決は、記録媒体を実質証拠として一般的に用いることに対しては否定的であるが、例外を許さないとしているわけではなく、実質証拠としての利用が例外的に認められる場合の条件等については、公判中心主義等の観点からの慎重な検討が求められるとしているのである。⁶²⁾

その意味で、理念的なものとはいえ、記録媒体の実質証拠利用は公判中主義との関係からも問題があるとの指摘の重要性は変わらないのではないだろうか。もっとも、裁判員裁判の実施を前に、録音・録画制度が論じられるようになると、自白の任意性立証という観点が強調されるようになる。検察官

による録音・録画の試行も、当初は、記録媒体を任意性立証に用いようとするものであった。しかし、録音・録画について、いわゆるライブ方式が一般化すると、その記録の正確性ゆえに、記録媒体を実質証拠として利用しようとの動きが出てきたのである。そのため、取調べの可視化問題を、刑事手続の構造全体の中で論じてきた学説にとって、記録媒体の実質証拠利用をめぐる解釈論的観点からの対応が遅れたことは否定できないであろう。そのような中で、近時注目されるのが、供述録取書への署名押印の意義を強調する見解である。

(3) 署名押印の意味—自己の供述の証拠化への同意

正木祐史は、最高裁判例の論理を前提とすれば、録画DVDは、「刑訴法322条1項のうち署名押印の要件が不要となるから、任意性が肯定されれば証拠能力を有することになる」としながらも、「被疑者取調べとその証拠化における署名押印の意義に立ち戻って考える」と、「署名押印という手続保障に代わる措置がない限り、記録媒体の実質証拠利用は認められない」とする。正木は、「刑訴法198条3項が供述の録取を規定し、録取した調書については読み聞け、訂正の手続が同4項で定められ、さらには同5項で、署名押印をするのは被告人（被疑者）の選択にまかされているという法構造になっていることに留意しなければならず、「その法構造の意義を踏まえるならば、DVD録画であるという一事をもって署名押印は不要であるから証拠能力を認める、というわけにはいかない」、「従前の自白調書の任意性については、たとえ署名押印があったとしても、それがどのような経緯でなされたかということじたいが争いとなるということも看過できない。被疑者が、録取の時点で、自己の供述の証拠化に真に同意していたか否かが問題となるのである。その段階をスキップして録画DVDが証拠となり得るとすれば、重大な局面における選択の機会が奪われることを意味し、従来の手続保障が狭められる結果となる。録画DVDの実質証拠としての証拠能力は、署名押印という手

続保障に代わる措置がない限りは認められない」と主張する。⁶³⁾ 刑訴法198条3項ないし5項の解釈から、被疑者の署名押印を「自己の供述の証拠化への同意」と捉え、そのような手続的保障がなされない限り、記録媒体の実質証拠利用は認められないとするのである。正木は、黙秘権との関係には直接言及していないが、当然それを意識したものであることは明らかであろう。問題は、それをいかにして保障するかにある。

伊藤睦は、記録媒体を実質証拠として利用する場合、伝聞証拠となり、刑訴法322条1項の要件を充たすことが必要となるが、録音・録画の場合には読み聞かせと署名押印の手続が欠けることを指摘する。そして、「署名押印が、供述者自身が録取された供述内容を了知してそれを訂正・補充する機会をもち、自己の供述が正確に録取されたことを確認するためのものであること、さらには、それを証拠とすることを供述者が承認したことを明らかにするためのものであることに鑑み」と、記録の正確性が機械的に担保されているという理由で、署名押印を不要と解することはできないとして、次のように述べる。すなわち、「刑訴法198条が被疑者取調べの危険性に鑑みて厳格な手続きを定め、特に、198条5項において署名押印につき被疑者に強力な選択権を保障していることに鑑みると、供述するか、供述するとして不利益供述をするかしないかという決断、つまり実質的には被疑者が自己の供述を裁判所に提出するかしないかという重大な決断につき、被疑者に選択権を委ねたものであり、ゆえにそれは黙秘権のコロラリーとして保障されたものである」、「仮に全過程の録音・録画が実現されることになり、取調べにおいて被疑者が供述したものと録取されたものとの一致については争いが生じないこととなった場合でも、なお、それを証拠化するか否かについては、被疑者に選択権が留保されなければならないだろう。少なくともそれを手続的に担保するための代替措置が必要とされなければならない」と主張するのである。⁶⁴⁾ 全過程の録音・録画が行われたとしても、「自己の供述の証拠化への同意」という観点からの「署名押印という手続保障に代わる措置」の必要性は変わ

らないことを指摘している。

丸山和夫は、実質証拠化に対する制限は本来立法による解決が望ましいが、その見込みは極めて低いことを認めたとうえで、ただ、「現行法上でも、取調べDVDの実質証拠としての証拠能力を制限する解釈はとりうる」として、署名押印に代わる手続保障（被疑者に供述証拠の提供を拒む機会の保障）を重視する考え方を支持するのである。⁶⁵⁾

安部祥太は、「現行法の下では、法第322条の要件を充たせば実質証拠として使用することは否定し難い」し、「機械的・客観的に取調べ場面を撮影した記録媒体は、現行の調書よりも正確な記録であり、その意味で記録媒体の方が『マシン』であるという理解の下に、実質証拠使用を肯定することも可能であろう」ことは認める。しかし、そのうえで、「証拠法との関係では、記録媒体を実質証拠として使用する場合、署名・押印の問題や任意性の問題が残り、心理学的観点からは、事実認定に過度な影響を及ぼす可能性が指摘され」、さらに公判中心主義との関係でも問題となるのであり、そのような「記録媒体の危険性等に鑑みることなく…実質証拠使用を肯定することは、取調べ依存を前提とした議論に陥るおそれがあり、ともすれば刑事司法が抱える問題点を弥縫策で『解決』することにもなりかねない」として、実質証拠利用に対して慎重な立場をとる。⁶⁶⁾そして、署名押印に関しては、「仮に署名・押印は不要であると解すれば、署名・押印の拒否という形での『防禦権行使』は無効化されることになる」が、「このような形での『防禦権行使』は黙秘権を実質的に保障することが困難であるがゆえになされるものである」から、「署名・押印という手続保障に代わる措置がなされたか否かは、黙秘権が実質的に保障されたか否かという観点から、厳格に判断されなければならない」と主張するのである。⁶⁷⁾これは、「検察官の前で自白したとしても調書に署名しなければ大丈夫という刑訴法322条の趣旨は、当分の間、死守されなくてはならない」との指摘⁶⁸⁾と同趣旨であろう。この点を重視すれば、具体的事件の判断において、結果的には正木や伊藤と同じ結論になるようにも思われる。

青木孝之は、「取調べを録音・録画した記録媒体の実質証拠利用については、理論的に障害となる事由は見当たらず…少なくとも現行法を前提にするならば、積極説を採らざるを得ない」としながらも、事実認定の適正化及び運用面（公判中心主義）からの問題点を指摘して、「消極説の危惧はそれぞれもつともなものである」との理解を示す。そして、前者に関しては、「機械による録音・録画の正確性を理由にして、限定のない、無条件の積極説を採ることができるのか」を問い、「ある供述録取の過程が問題となる場合、そこに伝聞の要素があるとみるかどうかもさることながら、証拠能力の許否によって決定的に重要なのは、その証拠が事実認定の用に供されるまでの過程において、適正手続の要請を充たす実質の伴った証拠調べが尽くされているかどうかである。その意味で、機械的正確性の理論や前記各最高裁判例の存在を根拠に直ちに実質証拠利用を認める法律判断は、極めて危うい」と主張する⁶⁹⁾。青木自身は、「適正手続の要請を充たす実質の伴った証拠調べ」がいかなるものかについては直接言及していないが、「署名押印という手続保障に代わる措置」の重要性を強調する見解を、「一般論としては、そのとおりだと思う」と肯定し、「あとは、個別の事案において、『署名押印という手続保障に代わる措置』が存在したと認められるかどうかを分析し、事例を蓄積する、その積み重ねにかかっているのではないだろうか」とするのである。もつとも、青木は「署名押印という手続保障に代わる措置」については、「被疑者自身が供述したとおり録取されたか否かを確認する過程」の重要性という意味で用いているようにも思われる⁷⁰⁾。もしそうだとすれば、署名押印を「自己の供述の証拠化への同意」と捉える正木らの考えとは異なることになる。

高内寿夫は、「被疑者には黙秘権が保障されている以上、被疑者の供述は、その供述内容について、被疑者自身によって誤りがないことが確認され、誤りがあれば該当部分を訂正された上で証拠となしうるものである（刑訴法198条2項、4項、5項）。実質証拠となしうるのは、取調べにおける一連の確認手続が取られ、被疑者によって署名押印のなされた供述調書と考えるべ

きである」が、この確認は、供述内容についての録取の正確性だけでなく、被疑者が自らの体験を正確に表現できていたか否かについても求められるものであり、記録媒体については、取調べにおける一連の確認手続（特に、後者）が取られておらず、「被疑者が記録されることを望まない部分も記録されるから、記録媒体を実質証拠としうるのは、「被告人が証拠とすることに同意している場合に、また、同意している部分に限られる」と主張する⁷¹⁾。読み聞かせから署名押印へと至る一連の確認手続の意義を強調する点では、これまでの見解と同じである。しかし、高内は、署名押印を、取調べ段階での「自己の供述の証拠化への同意」としてではなく、供述内容の確認という意味で捉え、その確認を「公判廷における被告人の同意」によって実現しようとしているようにも思われる。高内が、公判廷における同意を問題とするのは、録音・録画の場合に、取調べ段階においては、署名押印の前提となる一連の確認手続が欠けていることも理由の1つであろう⁷²⁾。なお、前者を問題にしたとしても、捜査段階での署名押印は、弁護人のいないところで行われることが多いため、署名押印の有効性の問題が残ってしまうことを考えれば、「公判廷における被告人の同意」を要件としたほうが、根本的解決に繋がることにもなる。高内自身は弁護権との関係には特に言及していないが、「公判廷における被告人の同意」を問題にする以上、弁護権の保障は当然の前提となる。

この点、白取祐司は、立法論を含む提言の1つとしてではあるが、「録音・録画DVDがとられ、それを実質証拠として取調べ（再生）するには、必ず被告人の同意を得なければならない。被告人は、同意・不同意をするため、弁護人と相談することができる」として、弁護権の保障を明確に打ち出している⁷³⁾。

以上、記録媒体の実質証拠利用に否定的ないしは慎重な立場をとる学説は、供述録取書への署名押印の意義を強調するか、あるいは「被告人の同意」を要求する。署名押印を、黙秘権保障の一環として、「自己の供述の証拠化へ

の同意」⁷⁴⁾と捉える考えは、被疑者に処分権を認めるものといえよう。記録媒体の実質証拠利用に際して取られるべきとされる「署名押印という手続保障に代わる措置」というのが、処分権保障の意味だとすれば、それをいかにして保障するかが問われなければならない。刑訴法322条1項によれば、署名押印のある供述録取書は、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、証拠調べ請求に対する同意・不同意に関係なく、任意性が肯定されれば証拠能力が認められる。結局、署名押印するか否か、換言すれば「自己の供述の証拠化への同意」をするか否かについての被疑者の意思決定が、重要な意味をもつことになる。ただ、その意思決定が捜査（取調べ）段階でなされなければならないとすれば、現行法上、弁護権保障の下で行われないこともありうる。しかし、黙秘権の実質的保障という観点から、「署名押印という手続保障に代わる措置」を考えるのであれば、弁護権の保障を抜きにして論ずることはできないであろう。取調べへの弁護人立会いが制度として認められなかった以上、いずれかの段階で弁護人の援助が保障されたものでなければならない。⁷⁵⁾「署名押印という手続保障に代わる措置」が必要だとする見解も、供述録取書という紙媒体とは性質の異なる記録媒体について、その性質に応じた措置を求めているだけであり、その措置が捜査（取調べ）段階で取られなければならないとしている訳ではなからう。

最も有効なのは、公判前整理手続において、録音・録画記録媒体だけでなく、取調べ状況報告書など、自己の供述の証拠化に同意するか否かを判断するのに役立つ証拠を広範に開示することによって、公判廷での同意を得ることであろう。そして、そのような同意が得られた事件では、公判廷における被告人の供述（自白）が期待できるであろうから、記録媒体を実質証拠として利用する必要性は、そもそも乏しいということになる。被告人の供述を用いるとしても、捜査段階の供述ではなく、公判廷における被告人質問によるべきだとの立場からは、そのような状況は望ましいものといえる。ただ、それは、録音・録画によって、取調べをめぐる争いがなくなり、運用面

でそうなるというのであれば問題はない。むしろ、そうなる努力をすべきであろう。しかし、記録媒体の実質証拠利用を認めるための条件として、公判廷での同意を要求することとは別問題である。

事件の最終的な決着を、被告人の捜査段階の供述によってつけなければならぬ事件は、少数とはいえ残るであろう。もし、自己の供述の証拠化への(被疑者・被告人の)同意がない限り、記録媒体を実質証拠として利用することはできないとすれば、自白の証拠採用について争いのある事件で記録媒体を実質証拠とすることは不可能になろう。署名押印にそこまでの意味が含まれるかについては、疑問も示されている⁷⁶⁾。少なくとも、判例は、署名押印を供述内容についての録取の正確性担保という限定された意味に解している⁷⁷⁾。「署名押印という手続保障に代わる措置」を要求する見解は、「異説」⁷⁸⁾とってすまずことができないような重要な問題提起を含んでいる。それだけに、その結論の妥当性も含めた慎重な検討が必要である。現段階で裁判所を説得しうる可能性は低いであろう。

(4) 署名押印の意味—供述内容の正確性の担保

「署名押印という手続保障に代わる措置」を、供述内容の正確性の担保という限定された意味で捉えることは、何の意味も無いのであろうか。同じような問題は、刑訴法324条1項についても提起される。この点、高田卓爾は、刑訴法322条「1項において要求されている被告人の署名・押印をどのように準用すべきか」を問い、「もし、これを『被告人が肯定的確認をしたとき』と解すると…、本条1項の規定は殆んど無意味になってしまう。従って、被告人に十分な反対尋問の機会を与えてその結果裁判官が署名・押印に代わる確かな保障があると認めることが要求される、と解するほか」ないと主張する⁷⁹⁾。刑訴法324条1項の「被告人以外の者」には取調べを担当した捜査官も含まれることを認めた裁判例も、証人は宣誓していること、供述の再現の正確性は反対尋問で確認できること、そして被告人自身も意見弁解を述べるこ

とができることを理由に、「被告人の供述がその署名押印のある供述調書に記載された場合と比較して、証人の供述により公判廷に顕れた被告人の捜査官に対する供述内容のほうが、その信用性や証明力が劣るということはできない」と判示している⁸⁰⁾。

しかし、このように反対尋問を重視する考えに対しては、取調べが密室で行われるため反対尋問の手掛かりがほとんど存在しないし、「有罪立証の目的意識を強く抱いている」証人を反対尋問しても、その実効性はほとんどないのであり、「反対尋問の機会が抽象的に与えられているというだけの事実により、原供述の再現の正確性の担保が存在するというのは、あまりにも形式論理に過ぎる」との批判が向けられていた⁸¹⁾。

この点、記録媒体が存在することによって、どのような取調べが行われたかという、取調べの実態は明らかにしうる。ただし、録音・録画が行われた場合、記録の正確性は機械的に担保されるから、被告人が当該供述をしたこと自体について、証人（捜査官）を反対尋問する意味はほとんどないであろう⁸²⁾。もっとも、記録媒体については、記録作成過程で、再生等の一連の手続を通じた被疑者による内容確認は行われぬ。内容確認が可能となるのは、起訴後の公判前整理手続段階である。供述については多義的な解釈が可能なくとも多いため、供述内容の理解や供述の趣旨等を確認するための機会や手段等を被告人に保障することは必要であろう。これはある意味、信用性の判断と重なることになるが、供述録取書についての一連の手続によって担保される供述内容の正確性には、当然このような意味も含まれる。記録媒体については、記録作成の段階での内容確認が行われぬため、その確認手続が、いずれかの段階で、何らかの方法によって取られなければならないというにすぎない。例えば、公判廷において、「被告人の言いたかった発言の真意が正しく録音・録画されているか」を確認するために、被告人質問を行うことも可能であろう⁸³⁾。そして、被告人が、取調べ段階での供述の趣旨を明らかにするために、被疑者ノートを活用しうる場合もあろう⁸⁴⁾。そして、それは、捜

査段階における弁護権保障の充実を前提とするものである。あるいは、取調べ段階で、署名押印が得られなくとも、供述録取書を作成し、読み聞かせ等の一連の手續を通じて、供述内容の理解や供述の趣旨を確認する機会が被告人に与えられたという事実を、録音・録画によって立証するという方法も考えられるかもしれない⁸⁵⁾。そして、その限度ではあれ、記録媒体についても、その性質に応じて、供述内容の正確性の担保という手續保障は意味をもつといえよう。

(5) 任意性の立証

署名押印を不要と解するか、あるいは「署名押印という手續保障に代わる措置」がとられたとしても、記録媒体を実質証拠として利用するためには、そこに記録された供述の任意性の立証が要求される。記録媒体は、もともと供述録取書に記載された供述の任意性を立証するため、非供述証拠たる補助証拠としての利用が想定されたものである⁸⁶⁾。では、記録媒体そのものを実質証拠として利用する場合、任意性の立証はどのように行われるのであろうか。

自白の任意性判断の基礎となる事実は、訴訟法的事実であるため、判例は、⁸⁷⁾ 適当と認める方法で任意性を調査すれば足りるとするが、「実務上、厳格な証明によっているのが通常である」といわれる⁸⁸⁾。学説上も、自白の任意性立証は厳格な証明によるべきだとの立場が有力である⁸⁹⁾。厳格な証明とは、証拠能力があり、適式な証拠調べを経た証拠による証明方式のことである。そのため、「記録媒体に記録された自白の任意性判断に際して『厳格な証明』を要すると解すれば、記録媒体の任意性は当該記録媒体の証拠能力要件であるところ、『厳格な証明』によって判断されるべき任意性を、未だ証拠能力が認められていない記録媒体から認めることになり、論理矛盾に陥る可能性がある」といわれる⁹⁰⁾。つまりは、記録媒体自体を任意性立証の資料とすることはできないのではないかというのである。

しかし、判例は、いわゆる2号書面について、「その供述の内容自体によっ

てそれが信用性ある情況の存在を推知せしめる事由となる」ことを認めている⁹¹⁾。また、自白の任意性についても、自由な証明で足りるとの前提ではあるが、「当該供述調書における供述者の署名、捺印のみならずその記載内容すなわちその供述調書にあらわれた供述の内容それ自体もまたこれが調査の一資料たるを失わないものと云わなければならない」と判示している⁹²⁾。あるいは、「証拠能力の存否の立証のために証拠能力ある証拠を要するというのでは争いが無限に拡がるおそれもあり、任意性の立証は自由な証明で足りるとしてよいであろう。被告人側が任意性を争うときは、その具体的争点について被告人質問や取調べ警察官の証人尋問という一般の方法で立証が行われることになる。その際、提示命令（規192）によってその調書を提示させ、署名押印その他の形式体裁とともに供述内容自体を検討する—内容の証拠調べではない—ことも許される（供述録音の場合は、録音の再生が取調べ状況を知る最良の手段である）」ともいわれている⁹³⁾。

供述内容自体も任意性立証の一資料足りうるとの見解は、任意性立証は自由な証明で足りるとの前提に立たない限り採りえないのであろうか。実は、任意性の立証について、「実務上は、厳格な証明によっているのが通常である」とする論者自身が、その例として、「例えば、一方から提出される証拠に対し、相手方に意見や異議を述べさせ、証拠は公判廷で顕出させるなど争う機会を与えている」ことを挙げるのである⁹⁴⁾。これは、自由な証明で足りるとの前提で、「法廷に顕出することで足りる場合もあろうが、最小限度、当事者に当該資料について争う機会を与える必要は通常あるから、実務では、多くは適式な証拠調べが行われている⁹⁵⁾」と述べるのと異ならないであろう。以上のことから判断すると、「実務上、厳格な証明によっている」というのは、まったくの自由な証明では足りないという意味なのではないとも思われるのである⁹⁶⁾。

任意性立証の対象事項として、「捜査段階の取調べ状況（取調べの時期、取調べの時間、休憩等の有無、取調べ官の言動）、供述する被疑者の状態（病状、

精神状態等)、供述態度、自白の成立過程(自白に至る経緯、自白時間、自白動機、自白の一貫性の有無)等」が挙げられてきた。⁹⁷⁾そして、これまでも、被告人の捜査段階における供述経過全体を検証するために、被告人の他の供述録取書を取り調べるといことは行われてきた。それは、いまだ任意性が立証されていない供述録取書に記載された供述内容自体を、非供述証拠として用いるということであろう。そして、先に引用した判例等が、証拠調べ請求された当該供述調書にあらわれた供述内容自体も任意性判断の一資料となるというのは、供述内容自体を、任意性立証対象事項を証明するために、非供述証拠的に用いることができるということをも認めたものである。無制限の利用を認めることについては問題もあるが、それを前提にすれば、実質証拠として証拠調べ請求された記録媒体に記録された内容自体を、供述の任意性を立証するための一資料として、非供述証拠的に用いることも許されることになりそうである。むしろ、取調官の言動などは、記録媒体の再生によってこそ明らかになる。

もちろん、任意性判断が慎重に行われるべきことはいまでもない。しかし、この点、「当該録音・録画は供述の任意性立証のために行われているから、当該録音・録画以外での立証手段というのは、必要とならないことも少なくないだろう⁹⁸⁾」とか、「被告人の当時の供述態度に不自然なところがなく、自発的に供述をしている様子が記録された映像から観察できる場合には、任意性が認められよう⁹⁹⁾」ともいわれている。このような主張をみる限り、記録媒体を任意性立証に用いれば、これまでのような任意性に関する争いが再燃するおそれは小さいと考えられているようである。

しかし、供述態度等を重視することに対しては、公判廷における被告人質問の際の供述態度の評価に比べ、捜査機関の管理下で、弁護人の同席もない環境で行われる被疑者取調べの際の供述態度の評価は困難であり、不適切な影響を及ぼす可能性があるとして、その危険性を指摘する裁判例があることを忘れてはならない。¹⁰⁰⁾直接的には信用性評価についての判示であるが、任意

性判断についても参考にすべきであろう。さらに、「自由再生質問」を用いた取調べが行われるようになれば、¹⁰¹⁾それだけ被疑者が自発的に供述することになるが、自発的に供述しているようにみえても、長時間、長期間の取調べによって、それが「犯人を演じている」にすぎないこともありうるのである。¹⁰²⁾その意味でも、任意性判断には慎重さが求められる。

なお、検察官が記録媒体の証拠調べ請求を行う場合、一定の編集が行われているが、¹⁰³⁾弁護側にはそれを争うための機会、手段が充分保障されなければならない。また、弁護側から、検察官請求の記録媒体とは別に、任意性を否定するような具体的事実が記録されたと主張される記録媒体の証拠調べ請求がなされることもありうる。今市事件では、検察・弁護双方の話し合いによって、記録媒体の編集が行われた。どの範囲で記録媒体の証拠調べを行うかは、第一次的には当事者の判断に委ねられるが、最終的には裁判所が決定すべきことである。ただ、任意性を判断するために、公判廷において約7時間もの間記録媒体を再生するというのは、ある意味異様である。また、記録媒体は、任意性立証のための有力な証拠ではあるが、唯一の証拠ではない。取調べの全過程が録音・録画されたとしても、記録媒体のみで任意性を立証することはできないであろう。ましてや、録音・録画が開始される以前の取調べや、例外事由に該当するとして録音・録画されていない間の取調べ等に問題があり、それが記録媒体に記録された供述の任意性に影響するという主張が具体的になされた場合、当然に、そのような事実の有無等を判断するため、記録媒体以外の証拠調べが必要になる。被告人質問において言い分を丁寧に聞くことはもちろんであるが、それを行うための被疑者ノート¹⁰⁴⁾の活用や、取調べ状況報告書、取調べ経過一覧表、取調べメモ、被留置者出入簿など、これまでも任意性立証に際し利用されてきた資料の開示等の重要性は、記録媒体が利用されることになっても変わらないのではないだろうか。任意性立証に関して、どのような証拠を取り調べるかは、当事者の主張や争点に応じて、事件ごとに裁判所が決定すべきことになる。

記録媒体が「調書の任意性立証の一証拠方法と取り扱われる場合と、実質証拠として直接罪体を立証する証拠として取り扱われる場合とでは、取調べDVDにおける被告人供述の任意性に関する検討のあり方や、公判での争いは大きく変わってくる¹⁰⁵⁾」ことは事実であろう。しかし、そのことゆえに、記録媒体の実質証拠利用を否定するほかないということには、必ずしもならないように思われる。やはり、重要なのは、任意性を検討し、争うための機会、手段等が手続的に保障されることではないだろうか。

(6) 小 括

記録媒体の実質証拠利用を禁止する特段の規定が設けられなかった以上、刑訴法322条1項の適用ないしは準用により、証拠能力が認められる場合のあることを否定することは困難である。しかし、無条件の肯定説を採りえないことも事実である¹⁰⁶⁾。否定説ないしは慎重な立場から示されている問題点にどう対応すべきかが重要になる。その方策は、「取調べ可視化全能論」を支持することでもなければ、記録媒体の実質証拠利用を全否定することでもないと思われる。現段階で根本的な解決策を提示することはかなわないが、少なくとも、取調べの録音・録画及び実質証拠利用問題を刑事手続の構造全体の中に位置づけたうえで論じる必要がある。まずは、録音・録画記録媒体は、紙媒体である供述録取書とは性質が異なることを念頭に置いたうえで、供述内容の正確性や供述の任意性を争うための手続的保障を、捜査段階、公判前整理手続段階及び公判段階それぞれにおいて確立することが重要である。さらに、記録媒体の実質証拠利用が、検察官に強力な武器を与え、取調べの場がこれまで以上に訴訟の帰趨を決する重要な場面になる以上、それとのバランスをはかるためにも、最低限、捜査段階からの弁護権保障が必要不可欠である。

裁判員裁判対象事件では、弁護人のアドバイスによって、被疑者が黙秘や供述録取書への署名押印を拒否する事件が増えているといわれるが、その対¹⁰⁷⁾

抗策として、検察官による被疑者の供述録取書作成時期を前倒しすることの必要性も説かれている¹⁰⁸⁾。そうであれば、被疑者勾留からの国選弁護権保障では遅いのであり、少なくとも、逮捕直後からの弁護権保障が重要になろう。

4 おわりに

平成28年の刑事訴訟法改正によって、取調べの録音・録画制度がようやく導入された。対象事件や対象となる取調べが限定されているとはいえ、導入されたこと自体は評価すべきである。

従来、学説は、録音・録画を含む取調べの可視化の問題を、取調べ受忍義務の否定、取調べへの弁護人立会い、取調べ時刻及び時間の制限、自白法則による事後的規制の強化、さらには調書裁判批判や公判中心主義の実現等と一体的に、いわば刑事手続の構造全体のなかで論じてきた。しかし、裁判員裁判の実施を前に、録音・録画制度の問題が論じられるようになると、自白の任意性立証という観点が強調されるようになる。検察官による録音・録画の試行も、当初は、記録媒体を任意性立証に用いようとするものであった。しかし、録音・録画について、いわゆるライブ方式が一般化すると、その記録の正確性ゆえに、記録媒体を実質証拠として利用しようとの動きが出てきたのである。

学説上は、実質証拠利用に消極的ないしは慎重な立場も少なくないが、現行法の解釈として、記録媒体の実質証拠利用可能性を否定することは困難であろう。しかし、無条件の肯定説を採りえないことも事実である。少なくとも、録音・録画や記録媒体の実質証拠利用問題を、刑事手続の構造全体のなかに位置づけたうえで論じる必要がある。まずは、記録媒体の性質にみあった、供述内容の正確性や供述の任意性を争うための手続的保障を、捜査段階、公判前整理手続段階及び公判段階それぞれにおいて確立することが重要である。さらに、記録媒体の実質証拠利用が、検察官に強力な武器を与え、取調べの場がこれまで以上に訴訟の帰趨を決する重要な場面になる以上、それと

のバランスをはかるためにも、最低限、捜査段階からの弁護権保障の強化が必要不可欠である。しかも、それは逮捕直後からの保障が重要となる。

もっとも、捜査段階での弁護権保障を強化—最終的には、取調べへの弁護人立会いを認める—すればするほど、公判に対する捜査手続の比重が増大してしまうことも忘れてはならない。¹⁰⁹⁾やはり、取調べのあり方そのもの、そして刑事手続における取調べの位置づけそのものを問い続けなければならないのである。

取調べの録音・録画制度の導入によって、これまでベールに包まれていた取調べの実態が、すべてではないにせよ明らかになる。自白の任意性判断は、事実認定の問題ではなく、認定された事実に対する法的評価の問題であることを考えれば、事実を認定するための有力な資料が存在することの重要性は明らかである。その結果、暴力を用いた取調べやあからさまな利益誘導などは行われなくなるであろう。黙秘や否認がしやすくなるかもしれない。現実には任意性が争われるのは、利益誘導といえるか否か微妙な判断を要する事案や、長時間の追及的な取調べなど、無形の圧力が問題とされる事案となろう。

ただ、特に後者に関して、これまでのように、長時間の追及的な取調べによって得られた自白についても、簡単に任意性を認めてしまうようでは、録音・録画制度を導入することによって実現しようとした取調べの適正化—それが、ひいては取調べのあり方の変化や取調べの比重の軽減をもたらす可能性もある—を達成することは非常に困難になる。記録媒体によって明らかになるであろう、わが国独特の長時間の執拗な取調べについて、「自白の任意性を認めるための最低条件は何か」¹¹⁰⁾を裁判所が示すことができるかが問われているのではないだろうか。¹¹¹⁾それが示されたとき、被疑者取調べをめぐる問題に、1つの区切りをつけることができるように思われる。録音・録画制度の導入が、この面でも再考を促すきっかけとなることを期待したい。

(注)

- 1) 例えば、「刑事司法の抜本的改革を求める刑事法学者の意見2016年4月21日」季刊刑事弁護87号(2016年)165頁、「刑事訴訟法等改正案に対する刑事法学者の意見」季刊刑事弁護83号(2015年)141頁参照。
- 2) ちなみに、中山博善「被疑者取調べの意義・根拠と可視化の是非」金沢法学48巻2号(2006年)28頁は、「取調べ可視化の是非は、本来は取調べ受忍義務肯定論者に突きつけられた問題である」とする。なお、吉沢徹「取調べ可視化の是非について」広島法科大学院論集7号(2011年)200頁参照。
- 3) 内部的な規制として、警察については、犯罪捜査規範168条3項及び被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則3条2項があり、検察については、平成20年5月1日の依命通達がある。前者に関しては、重松弘教＝梶野龍太「逐条解説被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則」(東京法令出版、2009年)72頁以下参照。
- 4) 酒巻匡「刑事訴訟法」(有斐閣、2015年)524頁、同「刑事訴訟法等の改正—新時代の刑事司法制度(その1)」法学教室433号(2016年)43頁。なお、露木康浩「新時代の刑事司法制度と警察捜査—捜査環境の整備に向けて—」井田良ほか編「権橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事司法」(信山社、2016年)246頁参照。
- 5) 宇都宮地判平成28・4・28LEX/DB文献番号25542682。同判決については、一木明「今市女児殺害事件と取調べの『部分可視化』」創2016年7月号116頁、小池振一郎「今市事件判決を受けて—部分可視化法案の問題点」法と民主主義507号(2016年)46頁、平山真理「今市事件裁判員裁判は試金石となり得たか」法学セミナー739号(2016年)1頁、五十嵐二葉「今市判決で見えた新たな冤罪原因—『取調べの可視化』とどう闘うか」季刊刑事弁護87号(2016年)159頁等参照。
- 6) 特別部会第9回会議(平成24年4月17日)議事録34頁。
- 7) 特別部会第10回会議(平成24年5月24日)議事録6頁。
- 8) 同8頁。
- 9) 同10頁。
- 10) 同29頁。
- 11) 小坂井久「取調べ可視化論の展開」(現代人文社、2013年)133頁等。
- 12) 特別部会第10回会議(平成24年5月24日)議事録10頁。ちなみに、吉丸眞「裁判員制度の下における公判手続の在り方に関する若干の問題」判例時報1807号(2003年)12頁は、「将来この制度が定着したときは、例えば、最終段階の取調べの状況を録取した録音記録をそのまま公訴事実の立証のための証拠に使用する(詳細な供述調書の作成に代える)ことも検討されるであろう」としていた。なお、同7頁参照。
- 13) 例えば、指宿信「被疑者取調べ録画制度の最前線—可視化をめぐる法と諸科学」(法律文化社、2016年)290頁以下、サトウタツヤ＝若林宏輔「取調べ可視化論の心理学的検討」法律時報83巻2号(2011年)54頁等参照。
- 14) 特別部会第10回会議(平成24年5月24日)議事録12頁。
- 15) 同上。
- 16) 同11頁、12頁。
- 17) 同11頁。
- 18) 同13頁。
- 19) 同12頁。
- 20) 丸山和大「取調べDVDの実質証拠化」季刊刑事弁護82号(2015年)53頁参照。
- 21) 特別部会第10回会議(平成24年5月24日)議事録13頁。
- 22) 青木孝之「取調べを録音・録画した記録媒体の実質証拠利用」慶應法学31号(2015年)75頁参照。

- 23) 特別部会第10回会議（平成24年5月24日）議事録13—14頁。
- 24) 同21—22頁。
- 25) 同19頁（島根委員）、23頁（大野委員）等。
- 26) 座談会『「新たな司法制度」の構築に向けて—法制審議会答申の検討』論究ジュリスト12号（2015年）15頁〔川出敏裕発言〕。
- 27) ちなみに、安岡崇志委員は、特別部会に提出した意見書において、「録音・録画媒体に収められた供述内容は、法廷での証言・発言の信用性を増強または減殺する補助証拠としてならば使える」、「可視化とは取調べの適正を確保する監視・保障措置だと、私は考えますので、録音・録画された取調べの時の供述内容をそのまま実質証拠とする案にはすぐには頷けません。『一般の人が法廷で見て聞いて分かる刑事裁判』を目指すからには、録音・録画媒体に収められた密室でのやりとりと、法廷での言葉とを同じ扱いにしてはならないのだと思われまます」と述べていた。
- 28) 第189回国会衆議院法務委員会会議録第21号（平成27年6月9日）4頁。
- 29) 同第30号（平成27年7月8日）17—18頁。
- 30) もっとも、同じ議論の繰り返しという側面があったことは否めない。
ちなみに、今市事件判決によってクローズアップされたもう1つの論点について、政府参考人として答弁に立った林眞琴法務省刑事局長は、起訴後勾留中の被告人を起訴事実とは異なる事件について取り調べる場合には、たとえその被疑事実が録音・録画対象事件であったとしても、起訴後勾留と起訴前勾留の目的が異なるし、その取調べの性質は在宅被疑者の取調べであるから、録音・録画の対象とはならないとの答弁を繰り返した。第190回国会参議院法務委員会会議録第9号（平成28年4月21日）5頁等。そして、参議院法務委員会の附帯決議にも、その趣旨が盛り込まれることになった。
- 31) 最高検判第22号「取調べの録音・録画を行った場合の供述証拠による立証の在り方等について（依命通知）」
- 32) 第190回国会参議院法務委員会会議録第9号（平成28年4月21日）3頁。
- 33) 同22頁。
- 34) 同第8号（平成28年4月19日）14—15頁、18頁、24頁。なお、同第11号（平成28年4月28日）2頁〔小木曾綾参考人発言〕参照。
- 35) 同第14号（平成28年5月19日）8頁。
- 36) 同第11号（平成28年4月28日）23頁。
- 37) 林政府参考人は、記録媒体の実質証拠利用は現行法上禁じられているものではなく、実際にも証拠として採用されて取り調べられた実例がある旨の答弁を、参議院法務委員会でも繰り返していた。例えば、同第14号（平成28年5月19日）7—8頁参照。なお、同第8号（平成28年4月19日）18頁〔大澤裕参考人発言〕参照。
- 38) 後藤昭「刑訴法改正と取調べの録音・録画制度」法律時報88巻1号（2016年）12頁、古田茂「取調べの録音・録画制度の要点と弁護実践」自由と正義67巻9号（2016年）22頁、井上正仁「刑事司法改革の展望」法律のひろば69巻9号（2016年）4頁、大澤裕「刑事司法は変わるか—刑事訴訟法等改正の意義と課題」同8頁、宮村啓太「刑事訴訟法等改正と実務への影響—弁護士の立場から」同42頁、小池振一郎「取調べの録音録画—法律化の要因と問題・今後の展望」法と民主主義510号（2016年）10頁、海渡雄一「日弁連は、成立した『改正』法とどう闘うべきか」同26頁、米倉洋子「廃案をめざした闘いの記録」同29頁等参照。
- 39) ちなみに、カッコ内は、平成23年の改正で、（…できるものに限る）とされた。
- 40) 供述不能等により、あらためて証人として尋問することができない場合には、刑訴法321条1項1号が適用されることになる。
- 41) ちなみに、この定義は、現行法では、290条の3第1項柱書にある。

- 42) 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第4版増補版〕』（弘文堂、2016年）752頁。
- 43) 東京高判昭和62・5・19判例時報1239号22頁。
- 44) 最決平成17・9・27刑集59巻7号753頁。
- 45) 酒巻・前掲書（注4）524頁。
- 46) 吉田雅之「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要について」警察学論集69巻8号（2016年）14頁。
- 47) 河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕第7巻』（青林書院、2012年）662頁〔杉田宗久執筆〕、堀田周吾「取調べの録音・録画記録の証拠利用—とりわけ実質証拠利用の可能性について—」捜査研究785号（2016年）6頁。
- 48) 河上和雄ほか編『注釈刑事訴訟法〔第3版〕第6巻』（立花書房、2015年）138頁〔植村立郎執筆〕。
- 49) 丸山・前掲（注20）54頁、青木・前掲（注22）78—79頁、葛野尋之「刑事弁護の拡大・活性化と接見交通権」季刊刑事弁護85号（2016年）107頁等。
- 50) 小池・前掲（注38）13頁は、実質証拠としての利用禁止について、規則制定を求める。
- 51) 米倉・前掲（注38）30頁。
- 52) 丸山・前掲（注20）54頁参照。
- 53) 村岡啓一「『検察改革』の先にあるもの」自由と正義62巻3号（2011年）86頁。
- 54) 田宮裕「取調べ問題の展望」井戸田侃代表編集『総合研究＝被疑者取調べ』（日本評論社、1991年）795頁〔後に、「被疑者取調べのあり方」と改題し、同『日本の刑事訴訟追』（有斐閣、1998年）に収録〕。
- 55) 多田辰也『被疑者取調べとその適正化』（成文堂、1999年）302頁〔初出、1986年〕、座談会「足利・村木事件の教訓と刑事訴訟法学の課題」法律時報83巻9・10号（2011年）49—50頁〔郷原信郎発言〕等。
- 56) 小坂井久「取調べ可視化の現在」（現代人文社、2009年）24頁。
- 57) 堀田・前掲（注47）6—7頁。
- 58) 五十嵐・前掲（注5）159頁、古田・前掲（注38）30頁、河原雄介「取調べの録音・録画及び同制度に対する警察の対応について」警察学論集69巻9号（2016年）81頁等。
- 59) 石田倫識「接見交通権と被疑者取調べ」季刊刑事弁護85号（2016年）119頁。
- 60) 東京高判平成28・8・10LEX/DB文献番号25506536。
- 61) 小坂井久「『取調べ可視化批判論』批判」季刊刑事弁護88号（2016年）105頁。
- 62) 関洋太「刑事訴訟法等改正と実務への影響—裁判所の立場から」法律のひろば69巻9号（2016年）32頁参照。
- 63) 正木祐史「被疑者取調べの『可視化』—録画DVDの証拠利用の是非」法律時報84巻9号（2012年）16頁。
- 64) 伊藤陸「取調べ可視化と証拠法」法律時報85巻9号（2013年）73頁。
- 65) 丸山・前掲（注20）54頁。もっとも、丸山は、このような解釈には批判が強いこと、さらには、「取調べDVDの実質証拠化に対する裁判所の危機感も薄いと思われる現状の下では、実務的にはかかる解釈がとられる見込みはほとんどない」ことも認める。同54—55頁。
- 66) 安部祥太「被疑者取調べの録音・録画と記録媒体の証拠法的取扱い」青山ローフォーラム3巻1号（2014年）161—162頁。
- 67) 同156頁。
- 68) 座談会・前掲（注55）50頁〔佐藤博史発言〕。
- 69) 青木・前掲（注22）84—85頁。
- 70) 同84頁。
- 71) 高内寿夫『公判審理から見た捜査』（成文堂、2016年）337頁。

- 72) 秋田真志=森直也「シミュレーション可視化時代の捜査弁護実践」季刊刑事弁護82号(2015年)35頁は、記録媒体が直ちに実質証拠として利用できるかは別問題であるとしながらも、「録画されている場合、供述したこと自体が直ちに証拠化としての意味をもつ」とする。
- 73) 白取祐司「取調べの録音・録画と実質証拠化問題」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集・下巻』(成文堂、2016年)157頁。
- 74) 神山啓史=後藤昭「黙秘権の確立をめざす弁護活動」季刊刑事弁護2号(1995年)130頁。
- 75) 酒井安行「取調べの録音・録画と日本の刑事司法」青山法学論集53巻1号(2011年)138頁は、「署名押印前の弁護人によるチェック」の重要性を指摘する。
- 76) 堀田・前掲(注57)6頁。その他、刑訴法324条1項との関係も問題となる。この点については、丸山・前掲(注20)55頁参照。
- 77) だからこそ、供述内容の正確性が機械的に担保される場合には、署名押印が不要とされるのである。前掲最決平成17・9・27参照。
- 78) 小坂井・前掲書(注11)133頁。
- 79) 高田卓爾『刑事訴訟法〔二訂版〕』(青林書院新社、1984年)240頁。
- 80) 東京高判平成3・6・18判例タイムズ777号240頁。
- 81) 古賀康紀「取調検察官の証言」季刊刑事弁護9号(1997年)55頁以下。なお、井戸田侃「取調官証人による被疑者供述内容の立証」同94頁、小田中聡樹ほか編『刑事弁護コンメンタール1刑事訴訟法』(現代人文社、1998年)314頁〔川崎英明執筆〕参照。
- 82) 小坂井久=青木和子=宮村啓太編著『実務に活かすQ&A平成28年改正刑事訴訟法等のポイント』(新日本法規、2016年)116—117頁参照。
- 83) 河上ほか編『注釈刑訴法第6巻』前掲(注48)138頁〔植村執筆〕参照。もっとも、任意性立証との前後関係は問題となりうるであろう。
- 84) もちろん、被疑者ノートは、任意性判断の際にも重要な資料となりうる。被疑者ノートの利用と刑訴法322条1項との関係については、安富潔「刑事訴訟法322条1項について」産大法学48巻1・2号(2015年)138頁参照。
- 85) 清野憲一「裁判員裁判が警察捜査に与える影響について—取調べ及び供述調書作成の在り方を中心として—」警察学論集69巻12号(2016年)24頁参照。
- 86) 後藤・前掲(注38)16頁、葛野尋之「被疑者取調べの録音・録画と自白の任意性の立証—記録媒体の非供述証拠的利用と供述証拠的利用—」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集・下巻』(成文堂、2016年)125頁等参照。
- 87) 最判昭和28・10・9刑集7巻10号1904頁。
- 88) 三井誠ほか編『新基本法コンメンタール刑事訴訟法』(日本評論社、2011年)462頁〔島戸純執筆〕。なお、河上ほか編『大コメ刑訴法第7巻』前掲(注47)557頁〔中山善房執筆〕、松尾監修『条解刑訴法』前掲(注42)827頁参照。
- 89) 後藤昭=白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕』(日本評論社、2013年)881頁〔後藤昭執筆〕等参照。
- 90) 安部・前掲(注66)158頁。なお、伊藤・前掲(注64)74頁、小坂井=青木=宮村編著・前掲書(注82)116頁参照。
- 91) 最判昭和30・1・11刑集9巻1号14頁。
- 92) 前掲最判昭和28・10・9。
- 93) 松尾監修『条解刑訴法』前掲(注42)889頁。なお、河上ほか編『注釈刑訴法第6巻』前掲(注48)321頁〔植村執筆〕参照。
- 94) 三井ほか編『新コメ刑訴法』前掲(注88)462頁〔島戸執筆〕。
- 95) 河上ほか編『注釈刑訴法第6巻』前掲(注48)323頁〔植村執筆〕。

- 96) 川上拓一「自白の証拠能力—裁判の立場から」三井誠ほか編『新・刑事手続Ⅲ』（悠々社、2002年）198頁参照。
- 97) 三井ほか編『新コメ刑訴法』前掲（注88）462頁〔島戸執筆〕。
- 98) 河上ほか編『注釈刑訴法第6巻』前掲（注48）138頁〔植村執筆〕。
- 99) 堀田・前掲（注57）4頁。もっとも、引用部分は、記録媒体を供述調書の任意性立証に用いる場合について述べたものである。
- 100) 前掲東京高判平成28・8・10。
- 101) 田崎仁一「心理学的知見に基づく取調べ技術」警察学論集66巻4号（2013年）37頁、粟野友介「取調べ技術総合研究・研修センターにおける研修等の実施状況」警察学論集67巻12号（2014年）21頁等参照。
- 102) この点については、第190回国会参議院法務委員会会議録第10号（平成28年4月26日）14頁の浜田寿美男参考人の発言参照。
- 103) 建元亮太「裁判員裁判において、自白の信用性を立証するため、取調べ録音・録画を活用した事例」捜査研究791号（2016年）53頁以下参照。
- 104) 関・前掲（注62）31頁参照。
- 105) 丸山・前掲（注20）53頁。
- 106) 関・前掲（注62）32頁は、記録媒体の実質証拠利用も問題となりうるが、「これについては、検討を要する種々の問題が指摘されているところであり、その採否に当たっては、慎重な吟味が必要となろう」とする。
- 107) 清野・前掲（注85）7頁、葛野・前掲（注49）104頁等。なお、特集「黙秘が武器になる」季刊刑事弁護79号（2014年）9頁以下参照。
- 108) 清野・前掲（注85）37頁。
- 109) 多田・前掲書（注55）303頁、石田・前掲（注59）120頁参照。
- 110) 後藤=白取編『新コメ刑訴法』前掲（注89）881頁〔後藤執筆〕。
- 111) この点、中島宏「自白法則における違法排除説再論」法律時報83巻2号（2011年）39頁以下は、録音・録画制度の導入によって取調べの実態が明らかになったときこそ、違法排除説に立った取調べ準則の確立が可能となると主張する。

〔記〕脱稿後、岡田悦典「被疑者取調べの録音・録画記録の取扱いについて」季刊刑事弁護89号（2017年）132頁、若林宏輔「心理学における取調べ録音・録画の利用の今後」同138頁に接した。

〔付記〕本稿は、平成28年度大東文化大学国内研究員としての研究課題に関する研究報告の一部である。